

甲賀市立朝宮小学校
いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 1 日

甲賀市立朝宮小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ防止のための取り組み.....	- 2 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》	- 3 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	エラー! ブックマークが定義されていません。
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 6 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 7 -
本校のストップいじめアクションプラン	- 9 -

甲賀市立朝宮小学校 いじめ防止基本方針

令和8年（2026年）4月1日制定

甲賀市立朝宮小学校長

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようにあっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。

3.いじめの禁止

児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

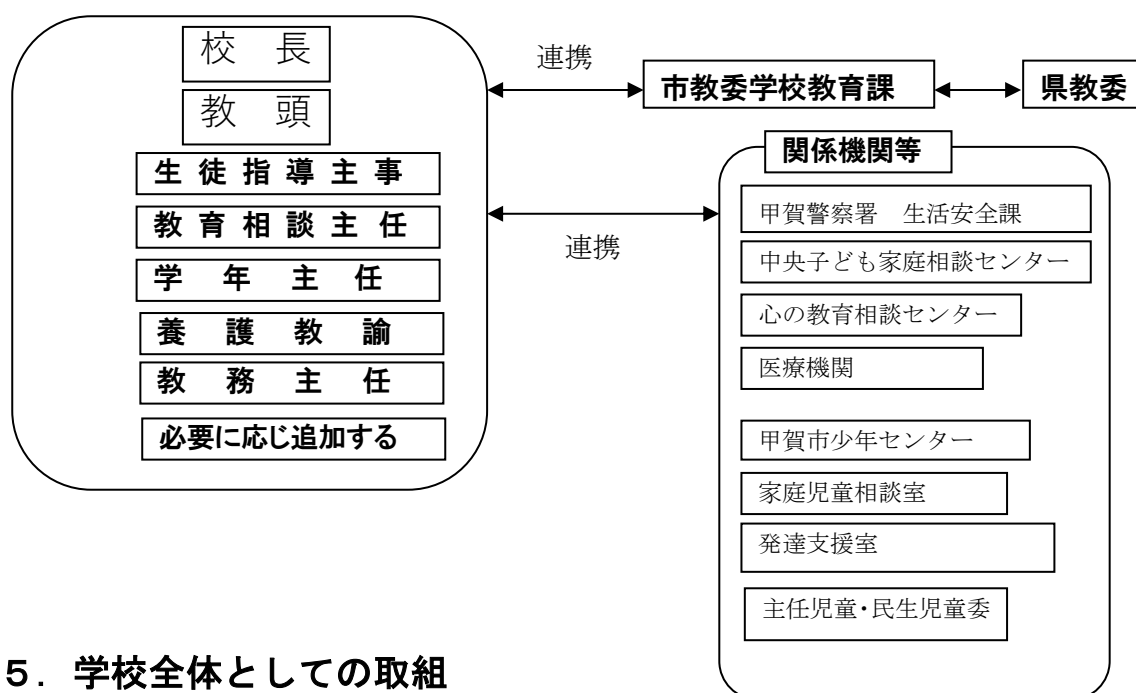
＊「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

4. いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5. 学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、CAPDo サイクルを通して取組の充実を図っていく。

（1）いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 児童相互の交流を深め、一人ひとりが互いに良さを認め合う「居場所づくり」に努める。
- ⑤ 「わかる」「できる」が実感できる授業づくりに努める。
- ⑥ 児童が他者との関わりの中で自分の思いや考えを適切に伝えとともに、相手の立場や気持ちを受け止め、互いの違いを認め合うことができるよう、対話を重視したコミュニケー

ション能力を育てる。

- ⑦ 全ての児童にとって居心地のよい学級・学校づくり等をめざして、児童会活動等を通して、自発的・自治的な活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。重大な被害が疑われる場合や不登校が予想される場合には、調査に向けた準備を早期に行う。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。(毎学期実施)
- ② 様々な電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 平時から児童生徒の指導体制や教育相談体制の充実を図り、地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、平時から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図るとともに、風通しの良い組織体制や教職員風土の構築、保護者・地域との信頼関係の確立に向けて取り組む。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのＳＯＳをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ ＰＴＡの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、民生委員児童委員をはじめとして、主任児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 校外関係機関との連携

学校外でのいじめの発見には、学校と主任児童委員、民生委員児童委員、スポーツ団体、部活動や地域クラブ活動（地域移行・地域展開を含む）、子どもの健全育成に関わる地域団体等が、日常的に情報交換や協議を行うことができる場を設けるなど、地域のネットワークづくりを進める。また、学校運営協議会をはじめとする地域住民・保護者・関係団体が参画する協議の場において、いじめ防止に関する基本的な考え方や取組の状況を共有し、学校・家庭・地域が共通理解のもとで児童を見守る体制を構築する。さらに、学校におけるいじめの現状や取組について、家庭はもとより、地域や関係機関等に対して積極的に情報発信を行うとともに、日頃から学校を「開き」、部活動や地域クラブ活動の場を含む学校外での児童の様子や気になる行動等について、学校に情報が寄せられる関係づくりを進める。加えて、学校外の相談機関との連携を図るとともに、相談機関やその利用方法について、児童・保護者のみならず、学校運営協議会や地域関係者にも周知し、必要に応じて適切に活用できるよう啓発を行う。

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、子ども家庭相談センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

(6) いじめの防止等対策にかかる人材の確保及び資質の向上（法第18条関係）

① 教職員の資質能力の向上

いじめの防止、対処等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職務や経験に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高める。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を推奨し、児童生徒を支援する力量を高める。

② 指導にかかる体制等の充実

きめ細やかな指導の実施や教職員が児童生徒と向き合う時間の確保を目指す学校体制の充実に努める。また、特別な支援が必要な児童生徒の支援・指導にあたる教職員の配置を進

める。

- ③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保いじめの防止等のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進する。
- ④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保
学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教職員の経験者を派遣する取組や、法的なアドバイスを得られる仕組みを整備する。

(ア) 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定（文部科学省））」に従って適切に対処する。

（１）重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

（２）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
 - ・誰から行われたか
 - ・どのような態様だったのか
 - ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
 - ・学校教職員がどのように対応したか

調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。また、学校内で対応した記録や支援内容を適切に保存しておく。

(3) 児童生徒への指導と保護者との連携

事態の解明に向けての児童生徒からの聴取等と並行して、学校は、被害児童生徒等が安心して登校し、学習等の活動に参加できる環境の確保を行う。被害児童生徒とその保護者に対しては、当該児童生徒等を徹底して守ることやプライバシー等に十分配慮することを明確に伝えるとともに、時をおかず、必ず家庭訪問等により迅速に保護者にいじめのあった事実とその時点で判明した事実関係等を伝える。加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。さらに、当該児童が抱える問題など、いじめ行為の背景となるものにも目を向け、その問題を解決するため、保護者や関係機関と連携しながら指導に当たる。

(4) 継続した指導

いじめの解決は加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪で終わるものではない。被害児童や加害児童はもちろん、他の児童を含む全員が、当該事案を通して健全な人間関係や集団活動を取り戻し、成長した姿で新たな活動に踏み出すことにつないでいくため、いじめが解決したと思われる場合も、継続して観察等を行い、その言動に十分な注意を払い、必要に応じて、迅速かつ適切な支援を行う。

(5) 性的ないじめへの対応

子どもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もある。そのため性的ないじめを一種の遊びと捉えて行ってしまう危険性がある。性的ないじめはいじめを受けた児童を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、即時に対応し行為の重大性を教える。様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童の発達の段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っていく。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立朝宮小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	□引き継ぎ会	
月	□家庭訪問	△学習参観
	○1年間の自分のめあて	
5月	○1学期のめあて	◇学校評議員会
月		
6月	■教育相談週間（アンケート）	△学習参観
月		
7月	○1学期の振り返り	◇登下校見守り隊
月	○いじめ防止・人権標語	△親子活動
	□長期休み指導	△学習参観
8月	□研修会	
月		
9月	○2学期のめあて	
月		
10月		◇朝宮学区体育大会
月		
11月	■教育相談週間（アンケート）	◆朝宮フェスタ
月	○児童健康集会	
12月	●人権週間（学年部別）	△研修会参加
月	●人権学習 ○親子人権学習会	△人権学習参観▲P T A親子人権学習会
	□個別懇談	△学習参観
	○2学期の振り返り	◇登下校見守り隊
	□年末年始休み指導	

1 月	○新年のめあて ○SNSにかかわる問題点学習 ○3学期のめあて	△研修会参加 △学習参観
2 月	■教育相談週間(アンケート)	△研修会参加 □学校評議員会
3 月	○3学期の振り返り □小中連絡会 □引き継ぎ会	△学習参観 ◇登下校見守り隊
年 間 を 通 し て	■毎月1回 子どもを語る会(職員会議) □学期に2回 人権の日(朝の常学習:人権の話) ○全校遊び(水曜日;1時間休み)	△親子ふれあい活動の設定

□:教職員の取組や活動 ○:児童の取組や活動 △:PTAの取組や活動 ◇:地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

令和8年度

我が校のストッツイじめアクションプラン ～いじめの未然防止・早期発見・早期対応～

めざす子ども・めざす学校

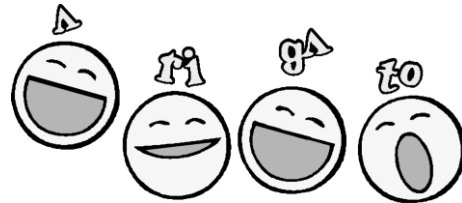
いじめをしない子ども・いじめをさせない学校

子どものアクション

- いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりを進める。
 - ・お互いの長所を認め合う場を持つ。
 - ・「ありがとう」「ごめんなさい」が言える集団づくり。
- 児童会による「いじめをなくす」運動を推進する。
 - ・全校遊びやふれあい給食等の活動を通じいじめ根絶を図る。

家庭や地域と連携したアクション

- いじめ・人権問題に関する PTA 研修会を実施する。
- 学校評議員会・PTA 協議会でいじめ問題の取り組みを協議する。
- 地域自治振興会の活動等はいじめ問題をアピールする。



学校のアクション

- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める
 - ・いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための研修会を開催する。
 - ・生徒指導計画でいじめ問題を重点的課題として取り組む。
 - ・「いじめ対策委員会」で、いじめの防止活動に努める。
- 子どもの SOS を見逃さない
 - ・「子どもを語る会」の実施（月 1 回の職員会議にて）
 - ・職員室での雑談（子ども談義）…多角的な視点
 - ・学校全体での組織的な教育相談体制を充実させる。
- 子ども・保護者アンケートの実施（年 2 回）
- 教育相談週間の実施（学期に 1 回 1 週間）…事前アンケート
- 職員がポジティブにして、一致団結を図る。
- 笑顔が絶えない学校にする。

現状及び課題と対策

- ◇ 少人数集団としての人間関係の固定化を強みに変える。
- ◇ 教職員が変わることを恐れない。変わることを否定しない。
- ◇ OJT の充実を図る。

朝宮小学校児童会 「愛ことば」
『見つめ直そう みんなの心 考え直そう 自分の心』